

## 特定給食施設 給食開始届の提出について

給食を開始する（した）時は、健康増進法第 20 条第 1 項、港区健康増進法施行細則第 4 条第 1 項の規定により、事業の開始日から 1 ヶ月以内に開始届の提出が必要です。

### 提出する書類

- |                             |   |       |
|-----------------------------|---|-------|
| (1) 給食開始届 第 2 号様式 (第 4 条関係) | } | 各 1 部 |
| (2) 給食運営状況票                 |   |       |
| (3) 給食施設の平面図                |   |       |

注 1) 開始届は、給食施設の設置者が提出します。

例：都立病院は「東京都知事」、事業所は「代表取締役社長〇〇」

注 2) また、開始届の届出内容に変更があった場合は、「給食届出事項変更届」の提出が必要です。

### 用紙の入手について

- (1) 港区公式ホームページからダウンロード  
トップページ→暮らし・手続き→営業許可・免許等申請→健康増進法に基づく給食届出関係→(1) 給食開始届関係
- (2) 保健所窓口の場合  
みなと保健所(5階奥)生活衛生課食品広域監視係の窓口でお渡ししています。

### 提出について

- (1) 郵送の場合  
みなと保健所生活衛生課食品栄養表示担当まで送付してください。
- (2) 保健所の窓口の場合  
みなと保健所(5階奥)生活衛生課食品広域監視係の窓口に出してください。
- (3) 電子申請の場合 (港区公式ホームページ)  
トップページ→暮らし・手続き→営業許可・免許等申請→健康増進法に基づく給食届関係→(6) 電子申請

### <問合せ及び送付先>

港区みなと保健所 生活衛生課 食品栄養表示担当

〒108-8315 港区三田 1-4-10 TEL 03 (6400) 0057(直通)